

見守りカメラにおける個人情報の取扱いについて

本市では、新たに学校と地域などが連携して行う通学路の見守り活動を補完し、登下校時における子どもの安全確保の強化を図るため、市が通学路や学校周辺等を中心に見守りカメラを設置し、市が維持管理を行うことで、地域における街頭犯罪等を未然に防止し、犯罪のない安全・安心のまちづくりを進めていくこととしています。

見守りカメラの設置及び運用については、新たに制定する「（仮称）加古川市見守りカメラの設置及び運用に関する条例（以下「新条例」という。）」において規定します。

1 見守りカメラの設置について

（1）設置目的

犯罪等の抑止、事件等の早期解決及びその他公共の利益に資すること

（2）設置場所（設置台数）

通学路、学校周辺、公園周辺等（約1,400台）

（3）設置時期

平成29年6月頃から順次設置

2 個人情報の取扱いについて

見守りカメラで記録した画像データのうち、特定の個人を識別することができる画像データについては、個人情報に該当します。

（1）個人情報の収集

不特定多数の者を記録した画像データは、本人以外の者からの個人情報の収集に該当しますが、新条例を規定することから個人情報保護条例第6条第2項第2号の「法令に定めがあるとき」に該当するため、本人収集の原則の例外として取り扱います。

また、個人のプライバシーに十分配慮して、誰もが見やすい位置に見守りカメラを設置しカメラが作動中である旨を表示するとともに、撮影範囲を必要最小限の範囲とします。

（2）個人情報の管理

管理責任者等を置き、情報漏えい等がなされない管理体制を整えることで、画像データを適正に管理します。

画像データは、14日間程度保存し、自動上書きにより消去する予定です。

（3）個人情報の目的外利用及び外部提供

見守りカメラの設置目的を超えた利用及び外部提供は行わないことを新条例に規定します。ただし、次の事項に該当する場合には、目的外利用及び外部提供を可能とします。

- ✓ 法令に定めがあるとき
- ✓ 市民の生命、身体または財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認めるとき

（4）本人からの開示請求

画像データは個人情報に該当するため、本人からの保有個人情報開示請求の対象となります。しかしながら、開示することにより、犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報に該当するため、当該画像データは原則不開示とすることを新条例に規定します。